

## 指宿広域市町村圏組合個人情報保護条例施行規則

(平成28年指宿広域市町村圏組合規則第4号)

改正 令和2年指宿広域市町村圏組合規則第2号

令和3年指宿広域市町村圏組合規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、指宿広域市町村圏組合個人情報保護条例（平成28年指宿広域市町村圏組合条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人識別符号)

第1条の2 条例第2条第2項の規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第548号）第3条各号に掲げるものとする。

(要配慮個人情報)

第1条の3 条例第2条第3項の規則で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

(1) 次に掲げる心身の機能の障害があること。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害

イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）

エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

(2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

- (3) 健康診断等の結果に基づき，又は疾病，負傷その他の心身の変化を理由として，本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として，逮捕，搜索，差押え，勾留，公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として，調査，観護の措置，審判，保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

（個人情報取扱事務の登録等）

第2条 条例第10条第1項の個人情報取扱事務登録簿は，第1号様式のとおりとする。

2 条例第10条第1項第8号の規則で定める事項は，次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報取扱事務の登録年月日及び変更年月日
- (2) 個人情報（条例第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の主な収集先
- (3) 個人情報の利用状況及び提供の有無
- (4) 個人情報の処理形態
- (5) 個人情報取扱事務の委託の状況
- (6) 個人情報が記録されている主な公文書の名称

3 条例第10条第3項第3号の規則で定める事務は，次に掲げる事務とする。

- (1) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する個人情報を取り扱う事務であって，送付又は連絡の相手方の氏名，住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを取り扱うもの
- (2) 1年以内に消去することとなる個人情報のみを記録する公文書を取り扱う事務
- (3) 実施機関（条例第2条第2項に規定する実施機関をいう。以下同じ。）の職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し，又は取得する個人情報を取り扱う事務であって，当該個人情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
- (4) 公務員等又は公務員等であった者に係る個人情報のうち，会議の構成員名

簿，立入検査証等専ら職務の遂行に関するものを取り扱う事務

(法定代理人の資格喪失の届出)

第3条 条例第11条第2項の規定により開示請求をした法定代理人は，開示決定等の通知を受ける前にその資格を喪失したときは，直ちに書面でその旨を実施機関に届け出なければならない。保有個人情報（条例第2条第3項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。）の開示を受ける前にその資格を喪失したときも，同様とする。

2 前項前段の規定は，条例第25条第2項の規定により訂正請求をした法定代理人について準用する。この場合において，前項前段中「開示決定等」とあるのは「訂正決定等」と，「開示請求」とあるのは「訂正請求」と読み替えるものとする。

3 第1項前段の規定は，条例第32条第2項の規定により利用停止請求をした法定代理人について準用する。この場合において，第1項前段中「開示決定等」とあるのは「利用停止決定等」と，「開示請求」とあるのは「利用停止請求」と読み替えるものとする。

(開示請求書)

第4条 条例第12条第1項に規定する開示請求書は，保有個人情報開示請求書(第2号様式)とする。

(本人等の確認に必要な書類)

第5条 条例第12条第2項，第21条第3項，第26条第3項及び第33条第2項の規定により提示し，又は提出しなければならない書類は，次の各号に掲げる区分に応じ，それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 本人が請求する場合 次のア又はイに掲げる書類

ア 運転免許証，旅券，住民基本台帳法施行規則（平成11年自治省令第35号）別記様式第2の様式による住民基本台帳カード，出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード，日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書又は写真が貼付された国若しくは地方公共団体の機関が発行した免許証，許可証若しくは資格証明書であって住所及び氏名の記載がある書類

イ 当該請求者が本人であることを確認するに足りると実施機関が認める書類

(2) 法定代理人が請求する場合 次のア及びイに掲げる書類

ア 当該法定代理人に係る前号に掲げる書類

イ 戸籍謄本その他その資格を証明する書類であって当該請求者が法定代理人であることを確認するに足りると実施機関が認めるもの

(郵送等による開示請求等)

第6条 開示請求は、保有個人情報開示請求書を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による送付（以下「郵送等」という。）により提出して行うことができる。この場合においては、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を併せて提出しなければならない。

(1) 本人が開示請求をする場合 前条第1号に掲げる書類のうち、当該請求者が本人であることを確認するに足りると実施機関が認める複数のものの写し

(2) 法定代理人が開示請求をする場合 前条第2号アに掲げる書類のうち、当該法定代理人本人を確認するに足りると実施機関が認める複数のものの写し及び同号イに掲げる書類の写し

2 開示請求をする者が写し等の送付による保有個人情報の開示を希望する場合においては、前条第1号及び第2号アに掲げる書類は、住所が記載されているものでなければならない。ただし、住民票の写し若しくは住民票に記載をした事項に関する証明書（住所が記載されているものに限る。）又はこれらの書類の写しで当該開示請求者の住所が真正であることを確認するに足りると実施機関が認めるものを併せて提出する場合は、この限りでない。

3 第1項の規定は、条例第25条第1項の規定により行う訂正請求について準用する。この場合において、第1項中「開示請求」とあるのは「訂正請求」と、「保有個人情報開示請求書」とあるのは「保有個人情報訂正請求書」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定は、条例第32条第1項の規定により行う利用停止請求について準用する。この場合において、第1項中「開示請求」とあるのは「利用停止請求」と、「保有個人情報開示請求書」とあるのは「保有個人情報利用停止請求書」と読み替えるものとする。

(開示決定等の通知)

第7条 条例第17条第1項又は第2項の書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定 保有個人情報全部開示決定通知書(第3号様式)

(2) 開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定 保有個人情報一部開示決定通知書(第4号様式)

(3) 開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない旨の決定 保有個人情報不開示決定通知書(第5号様式)

(開示決定等期間延長通知書)

第8条 条例第18条第2項の書面は、保有個人情報開示決定等期間延長通知書(第6号様式)とする。

(開示決定等期限特例適用通知書)

第9条 条例第19条の書面は、保有個人情報開示決定等期限特例適用通知書(第7号様式)とする。

(意見書提出機会付与の通知等)

第10条 条例第20条第1項又は第2項の規定による通知は、保有個人情報意見書提出機会付与通知書(第8号様式)により行うものとする。

2 条例第20条第3項の書面は、保有個人情報開示決定に係る通知書(第9号様式)とする。

(開示の実施等)

第11条 保有個人情報の開示の実施の方法は、次の各号に掲げる公文書の種類に応じ、当該各号に掲げる方法によるものとする。

(1) 文書又は図画 当該文書又は図画の閲覧又は写しの交付

(2) 電磁的記録 当該記録の視聴又は当該記録を文書若しくは図画として出力したものの閲覧若しくは写しの交付その他管理者が別に定める方法

2 実施機関は、条例第21条第1項に規定する開示の日時及び場所を指定したときは、保有個人情報開示実施通知書（第10号様式）により通知する。

3 保有個人情報が記録された公文書を閲覧する者は、当該公文書を丁寧に取り扱うものとし、これを汚損し、破損し、又は改ざんしてはならない。

4 実施機関は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれのある者に対して、当該保有個人情報の閲覧又は視聴の中止を命ずることができる。

（開示請求等の特例）

第12条 実施機関は、条例第22条第1項の規定により簡易な方法による開示申出をすることができる個人情報を定めたときは、当該個人情報の内容並びに開示申出をすることができる期間及び場所を指宿広域市町村圏組合の事務所前の掲示板に掲示その他の方法により周知するものとする。これらを変更し、又は当該個人情報を廃止するときも、同様とする。

（写しの交付等に必要の費用）

第13条 条例第24条ただし書の写しの交付に必要な費用は、次のとおりとする。

(1) 白黒1枚につき10円

(2) カラー1枚につき50円

2 開示請求をする者が写し等の送付による保有個人情報の開示を希望する場合においては、送付に要する費用を納付しなければならない。この場合において、当該送付に要する費用は、郵便切手又は信書便の役務に関する料金の支払のために使用することができる証票であって管理者の指定するもので納付するものとする。

3 前2項に規定する費用は、前納しなければならない。

（訂正請求書）

第14条 条例第26条第1項に規定する訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書（第11号様式）とする。

（訂正決定等の通知）

第15条 条例第28条第1項又は第2項の書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 訂正請求の全部を容認して保有個人情報の訂正をする旨の決定 保有個人情報訂正決定通知書（第12号様式）

(2) 訂正請求の一部を容認して保有個人情報の訂正をする旨の決定 保有個人情報一部訂正決定通知書（第13号様式）

(3) 訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしない旨の決定 保有個人情報不訂正決定通知書（第14号様式）

（訂正決定等期間延長通知書）

第16条 条例第29条第2項の書面は、保有個人情報訂正決定等期間延長通知書（第15号様式）とする。

（訂正決定等期限特例適用通知書）

第17条 条例第30条の書面は、保有個人情報訂正決定等期限特例適用通知書（第16号様式）とする。

（訂正内容通知書）

第18条 条例第31条の書面は、保有個人情報訂正内容通知書（第17号様式）とする。

（利用停止請求書）

第19条 条例第33条第1項に規定する利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書（第18号様式）とする。

（利用停止決定等の通知）

第20条 条例第35条第1項又は第2項の書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 利用停止請求の全部を容認して保有個人情報の利用停止をする旨の決定 保有個人情報利用停止決定通知書（第19号様式）

(2) 利用停止請求の一部を容認して保有個人情報の利用停止をする旨の決定 保有個人情報一部利用停止決定通知書（第20号様式）

(3) 利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしない旨の決定 保有個人情報利用不停止決定通知書（第21号様式）

（利用停止決定等期間延長通知書）

第21条 条例第36条第2項の書面は、保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書（第22号様式）とする。

（利用停止決定等期限特例適用通知書）

第22条 条例第37条の書面は、保有個人情報利用停止決定等期限特例適用通知書

(第23号様式) とする。

(審査会に諮問をした旨の通知)

第23条 条例第41条第2項の規定による通知は、個人情報保護審査会諮問通知書(第24号様式)により行うものとする。

(運用状況の公表の方法)

第24条 条例第57条の規定による運用状況の公表は、指宿広域市町村圏組合の事務所前の掲示板に掲示その他の方法により行うものとする。

(その他)

第25条 この規則に定めるもののほか、個人情報の取扱いに関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年2月26日指宿広域市町村圏組合規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年3月15日指宿広域市町村圏組合規則第2号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。



第1号様式（第2条関係）

個人情報取扱事務登録簿

		登録番号	
個人情報取扱事務の名称			
個人情報取扱事務を所掌する組織の名称	登録主管課	係名	
	情報保有課		
登録(変更)年月日	年 月 日 ( 年 月 日変更)		
個人情報の利用目的	根拠法令等( )		
個人の範囲			
記録されている個人情報項目	基本的事項	<input type="checkbox"/> 識別番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 住所・居住 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> その他( )	
	心身の状況	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障害の状況 <input type="checkbox"/> 身体の状況 <input type="checkbox"/> 性質・性格 <input type="checkbox"/> その他( )	
	家庭生活の状況	<input type="checkbox"/> 家庭状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> その他( )	
	社会生活の状況	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> その他( )	
	資産・収入	<input type="checkbox"/> 財産 <input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 貸付状況 <input type="checkbox"/> その他( )	
	思想・信条等	<input type="checkbox"/> 思想・信条 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報 <input type="checkbox"/> その他( )	
	その他	<input type="checkbox"/> 意見・要望 <input type="checkbox"/> 相談・苦情 <input type="checkbox"/> その他( )	
個人情報の収集方法	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> その他( )		
個人情報の主な収集先	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 当該実施機関内の他の組織( ) <input type="checkbox"/> 当該実施機関以外の組合の機関等( ) <input type="checkbox"/> その他( )		
個人情報の利用状況及び目的外利用の根拠	<input type="checkbox"/> 情報保有課のみで利用 <input type="checkbox"/> 情報保有課以外の組織( ) でも [ <input type="checkbox"/> 目的内 <input type="checkbox"/> 目的外 ] に利用		
	目的外利用の根拠	<input type="checkbox"/> 法令等( ) <input type="checkbox"/> 条例第8条第3項第   号該当 <input type="checkbox"/> 条例第8条第5項該当	
個人情報の提供の有無及び目的外提供の根拠	<input type="checkbox"/> 有   [ <input type="checkbox"/> 目的内 <input type="checkbox"/> 目的外 ] <input type="checkbox"/> 無		
	目的外提供の根拠	<input type="checkbox"/> 法令等( ) <input type="checkbox"/> 条例第8条第2項ただし書番号法第19条第   号該当 <input type="checkbox"/> 条例第8条第3項第   号該当	
個人情報の提供先	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 当該実施機関以外の組合の機関等( ) <input type="checkbox"/> その他( )		
個人情報の処理形態	<input type="checkbox"/> 電子計算機処理(システム名 ) <input type="checkbox"/> 手作業処理		
処理等の外部委託の有無	<input type="checkbox"/> 有(委託内容: ) <input type="checkbox"/> 無		
個人情報が記録されている主な公文書の名称			
備考			

第2号様式（第4条関係）

年 月 日

様

住所（居所）

氏 名

〔法人である代理人にあつては、  
主たる事務所の所在地、名称及  
び代表者の氏名〕

電話番号 ( )

保有個人情報開示請求書

指宿広域市町村圏組合個人情報保護条例第12条第1項（第2項）の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示請求に係る個人情報の内容 〔保有個人情報が特定できるように、公文書の名称、知りたいと思う事項の概要等を具体的に記載してください。〕		
開示の実施の方法	文書・図画	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付
	電磁的記録	<input type="checkbox"/> 専用機器により再生したものの視聴 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの閲覧 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの交付 ※ 技術的事情等により希望した方法による開示を実施できない場合があります。
写し等の交付の方法		<input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 郵送等による交付
代理人の区分		<input type="checkbox"/> 法定代理人 ( <input type="checkbox"/> 未成年者の親権者 <input type="checkbox"/> 成年後見人 ) <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人
本人の氏名等 〔代理人が請求する場合に記入してください。〕	本人の氏名	
	本人の住所（居所）及び電話番号	

注1 □のある欄は、該当する□にレ印を付けてください。

- 2 本人が請求する場合は、本人であることを確認するに足りる書類（運転免許証、旅券等）を係員に提示し、又は提出してください。
- 3 法定代理人が請求する場合は、法定代理人自身の注2に掲げる書類のほか、法定代理人であることを確認するに足りる書類（戸籍謄本等）を係員に提示し、又は提出してください。
- 4 本人の委任による代理人が請求する場合は、本人の委任による代理人自身の注2に掲げる書類のほか、委任状を係員に提示し、又は提出してください。
- 5 郵送等により請求する場合や写し等の送付を希望する場合は、請求者資格や住所を確認するため、指宿広域市町村圏組合個人情報保護条例施行規則第6条第1項又は第2項に規定する書類又はその写しを併せて提出してください。

【職員記入欄】

受付年月日	年 月 日
主管部署	事務局 係 担当
請求者本人の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ( )
請求者の住所の確認	<input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> その他 ( )
代理人の資格確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ( )
備考	

第 号

年 月 日

様

実施機関

印

保有個人情報全部開示決定通知書

年 月 日付で開示請求のあった保有個人情報については、次のとおり開示することを決定したので、指宿広域市町村圏組合個人情報保護条例第17条第1項の規定により通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の内容	
開示する保有個人情報の 利用目的	
主管部署	事務局 係 電話番号 ( )
備考	

注 開示決定に係る保有個人情報に第三者に関する情報が含まれている場合において、当該第三者から異議申立てがあったときは、当該保有個人情報の全部若しくは一部を開示することができなくなる場合がありますので、御了承ください。

第 号  
年 月 日

様

実施機関 印

保有個人情報一部開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、次のとおり一部を開示することを決定したので、指宿広域市町村圏組合個人情報保護条例第17条第1項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示をしない部分及び開示しない理由	
主管部署	事務局 係 電話番号 ( )
備考	

注 開示決定に係る保有個人情報に第三者に関する情報が含まれている場合において、当該第三者から不服申立てがあったときは、当該保有個人情報の全部若しくは一部を開示することができなくなる場合がありますので、御了承ください。

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、 に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

第 号

年 月 日

様

実施機関

印

保有個人情報不開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、次のとおり開示しないことを決定したので、指宿広域市町村圏組合個人情報保護条例第17条第2項の規定により通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の内容	
開示しない理由	
主 管 部 署	事務局 係 電話番号 ( )
備 考	

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、  
 に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

第 号

年 月 日

様

実施機関

印

保有個人情報開示決定等期間延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、次のとおり開示決定等の期間を延長したので、指宿広域市町村圏組合個人情報保護条例第18条第2項の規定により通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の内容	
延長前の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
主管部署	事務局 係 電話番号 ( )
備考	

第 号

年 月 日

様

実施機関

印

保有個人情報開示決定等期限特例適用通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報の開示決定等については、指宿広域市町村圏組合個人情報保護条例第19条の規定を適用することとしたので通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の内容	
30日以内に開示請求に係る全ての保有個人情報について開示決定等を行うことができない理由	
相当の部分について開示決定等を行う期間	年 月 日から 年 月 日まで
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日まで
主 管 部 署	事務局 係 電話番号 ( )
備 考	

第 号  
年 月 日

様

実施機関 印

保有個人情報意見書提出機会付与通知書

指宿広域市町村圏組合では、組合が保有する個人情報の保護について指宿広域市町村圏組合個人情報保護条例を定めています。

今回、あなた（貴 ）に関する情報が含まれている保有個人情報について開示請求がありましたので、同条例第20条第1項（第2項）の規定により通知します。

ついては、この保有個人情報を開示することについて、意見がありましたら、別紙「保有個人情報の開示に関する意見書」に記入して提出してください。

開示請求に係る 保有個人情報の内容	
開示請求年月日	年 月 日
条例第20条第2項に該当 する場合の適用区分及び 当該規定を適用する理由	○ 適用区分 第1号 第2号 該当 ○ 適用する理由
あなた（貴 ）に 関する情報の内容	
意見書の提出期限	年 月 日まで
意見書の提出先	
備 考	

注 上記提出期限までに「保有個人情報の開示に関する意見書」の提出がない場合は、「開示しても支障がない。」という意見として取り扱わせていただきます。



(別紙)

年 月 日

様

住所（居所）

氏 名

〔法人その他の団体にあつて  
は、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名〕

電話番号 ( )

保有個人情報の開示に関する意見書

年 月 日付けで通知があったことについての意見は、次のとおりです。

保有個人情報の内容	
開示についての意見	1 開示されても支障がない。  2 開示されると支障がある。  (1) 支障がある部分  (2) 理由

注 「開示についての意見」欄は、「1」又は「2」のいずれか該当する番号を○で囲んでください。

なお、「2」を○で囲んだ場合には、「(1) 支障がある部分」及び「(2) 理由」も記入してください。

第 号  
年 月 日

様

実施機関 印

保有個人情報開示決定に係る通知書

年 月 日付け 第 号で通知したあなた（貴 ）に関する情報が含まれている保有個人情報については、次のとおり開示（一部を開示）することとしたので、指宿広域市町村圏組合個人情報保護条例第20条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る 保有個人情報の内容	
開示（一部開示）す ることとしたあなた （貴 ）に関する 情 報 の 内 容	
開 示 の 理 由	
開示を実施する日時	年 月 日 午前・午後 時 分
主 管 部 署	事務局 係 電話番号 ( )
備 考	

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、  
 に対して審査請求をすることができますが、上記の「開示を実施する日時」までに  
 に対して審査請求に併せて執行停止の申立てがない場合は、あなた（貴 ）  
 に関する情報を開示することになりますので、御了承ください。  
 また、この決定の取消しの訴えをする場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律  
 第139号）の定めるところによりこの通知書を受け取った日の翌日から起算して6月  
 以内に、組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は となります。）  
 提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取消しの訴  
 えは、その審査請求に対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に  
 提起しなければなりません。

第10号様式（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

実施機関



保有個人情報開示実施通知書

年 月 日付で（全部・一部）の開示決定をした次の保有個人情報については、次の要領により開示を実施しますので、指宿広域市町村圏組合個人情報保護条例施行規則第11条第2項の規定により通知します。

決定通知番号	指 第 号
開示を決定した公文書の名称	
保有個人情報の内容	
開示の方法	1 閲覧・視聴 2 写しの交付(郵送等 要・不要)
開示の実施日時・場所	日時： 年 月 日（午前・午後） 時 分から 場所：
主管部署	事務局 係 電話番号

- 注 1 開示を実施する日時に都合が悪いときは、あらかじめその旨を電話等により、主管部署まで連絡してください。
- 2 本人が保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書及び本人であることを確認するに足りる書類（運転免許証、旅券等）を係員に提示し、又は提出してください。
- 3 法定代理人が保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書及び法定代理人自身の注2に掲げる書類のほか、法定代理人であることを確認するに足りる書類（戸籍謄本等）を係員に提示し、又は提出してください。
- 4 本人の委任による代理人が請求する場合は、この通知書及び本人の委任による代理人自身の注2に掲げる書類のほか、委任状を係員に提示し、又は提出してください。
- 5 郵送等により写し等の交付を実施する場合は、注2及び3の手続は不要です。
- 6 写しの交付を受ける場合は、指宿広域市町村圏組合個人情報保護条例第24条の費用が必要になります。

第11号様式（第14条関係）

第 号  
年 月 日

様

住所（居所）

訂正請求者 氏 名

（ 法人である代理人にあつては、  
主たる事務所の所在地、名称及  
び代表者の氏名 ）

電話番号 （ ）

保有個人情報訂正請求書

指宿広域市町村圏組合個人情報保護条例第26条第1項（第2項）の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容		開示決定に係る通知書の日付及び番号	年 月 日 第 号
		開示を受けた年月日	年 月 日
訂正請求の趣旨及び理由	訂正請求の箇所、内容等		
	訂正請求の理由		
代理人の区分		<input type="checkbox"/> 法定代理人 （ <input type="checkbox"/> 未成年者の親権者 <input type="checkbox"/> 成年後見人 ） <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人	
本人の氏名等 （代理人が請求する場合に記入してください。）	本人の氏名		
	本人の住所（居所）及び電話番号		

注1 □のある欄は、該当する□にレ印を付けてください。

- 本人が請求する場合は、本人であることを確認するに足りる書類（運転免許証、旅券等）を係員に提示し、又は提出してください。
- 法定代理人が請求する場合は、法定代理人自身の注2に掲げる書類のほか、法定代理人であることを確認するに足りる書類（戸籍謄本等）を係員に提示し、又は提出してください。
- 本人の委任による代理人が請求する場合は、本人の委任による代理人自身の注2に掲げる書類のほか、委任状を係員に掲示し、又は提出してください。
- 郵送等により請求する場合は、指宿広域市町村圏組合個人情報保護条例施行規則第6条第3項において準用する同条第1項に規定する書類の写しを併せて提出してください。
- 請求の際には、訂正を求める内容が事実と合致することを疎明する書類又は資料を併せて提示し、又は提出してください。

【職員記入欄】

受付年月日	年 月 日
主管部署	事務局 係 担当
請求者本人の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他（ ）
代理人の資格確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）
開示を受けたことの確認	<input type="checkbox"/> 保有個人情報全部開示決定通知書 <input type="checkbox"/> 保有個人情報一部開示決定通知書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
備考	

第 号

年 月 日

様

実施機関

印

保有個人情報訂正決定通知書

年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、次のとおり訂正することを決定したので、指宿広域市町村圏組合個人情報保護条例第28条第1項の規定により通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の内容	
訂正請求の内容	
訂正の内容	
訂正年月日	年 月 日
訂正の理由	
主 管 部 署	事務局 係 電話番号 ( )
備 考	

第 号  
年 月 日

様

実施機関 印

保有個人情報一部訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、次のとおり一部を訂正することを決定したので、指宿広域市町村圏組合個人情報保護条例第28条第1項及び第2項の規定により通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の内容	
訂正請求の内容	
訂正の内容	
訂正年月日	年 月 日
訂正の理由	
訂正しない部分及び 訂正しない理由	
主 管 部 署	事務局 係 電話番号 ( )
備 考	

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、  
 に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

第 号  
年 月 日

様

実施機関 印

保有個人情報不訂正決定通知書

年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、次のとおり訂正しないことを決定したので、指宿広域市町村圏組合個人情報保護条例第28条第2項の規定により通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の内容	
訂正請求の内容	
訂正しない理由	
主 管 部 署	事務局 係 電話番号 ( )
備 考	

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、  
 に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

第 号

年 月 日

様

実施機関

印

保有個人情報訂正決定等期間延長通知書

年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので、指宿広域市町村圏組合個人情報保護条例第29条第2項の規定により通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の内容	
延長前の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
主管部署	事務局 係 電話番号 ( )
備考	



第 号  
年 月 日

様

実施機関 印

保有個人情報訂正決定等期限特例適用通知書

年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報の訂正決定等については、指宿広域市町村圏組合個人情報保護条例第30条の規定を適用することとしたので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の内容	
訂正決定等に 特に長期間を 要する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日まで
主 管 部 署	事務局 係 電話番号 ( )
備 考	

第 号  
年 月 日

様

実施機関 印

保有個人情報訂正内容通知書

現在、当方の保有個人情報をあなた（貴 ）に提供しているところですが、今般、次のとおりその内容を訂正したので、指宿広域市町村圏組合個人情報保護条例第31条の規定により通知します。

ついては、必要に応じ、あなた（貴 ）が保有している当該保有個人情報も訂正してください。

なお、当方から提供している保有個人情報については、今後とも、同条例に基づき適切な管理をしてくださるようお願いいたします。

保有個人情報の内容	
訂正の内容	
訂正年月日	年 月 日
訂正の理由	
主管部署	事務局 係 電話番号 ( )
備考	

第18号様式（第19条関係）

年 月 日

様

住所（居所）  
利用訂正請求者 氏 名

（法人である代理人にあつては、  
主たる事務所の所在地、名称及  
び代表者の氏名）

電話番号 （ ）

保有個人情報利用停止請求書

指宿広域市町村圏組合個人情報保護条例第32条第1項（第2項）の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の内容		開示決定に係る通知書 の日付及び番号	年 月 日 第 号
		開示を受けた年月日	年 月 日
利用停止請求 の趣旨及び理由	適法でないと思 料する保有個人 情報の取扱い	<input type="checkbox"/> 個人情報を適法に取得 していない <input type="checkbox"/> 利用目的を超えた個人 情報を保有している <input type="checkbox"/> 利用目的以外の目的で 利用しており、例外事項 に該当しない	<input type="checkbox"/> 利用目的以外 の目的のために 提供しており、 例外事項に該当 しない
	求める措置	<input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去	<input type="checkbox"/> 提供の停止
	利用停止請求 の理由 （具体的に記載 してください。）		
代理人の区分		<input type="checkbox"/> 法定代理人 （ <input type="checkbox"/> 未成年者の親権者 <input type="checkbox"/> 成年後見人） <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人	
本人の氏名等 （代理人が請求 する場合に記 入してください。）	本人の氏名		
	本人の住所（居 所）及び電話番号		

注1 のある欄は、該当するにレ印をつけてください。

2 本人が請求する場合は、本人であることを確認するに足りる書類（運転免許証、旅券等）を係員に提示し、又は提出してください。

3 法定代理人が請求する場合は、法定代理人自身の注2に掲げる書類のほか、法定代理人であることを確認するに足りる書類（戸籍謄本等）を係員に提示し、又は提出してください。

4 本人の委任による代理人が請求する場合は、本人の委任による代理人自身の注2に掲げる書類のほか、委任状を係員に提示し、又は提出してください。

5 郵送等により請求する場合は、指宿広域市町村圏組合個人情報保護条例施行規則第6条第4項において準用する同条第1項に規定する書類の写しを併せて提出してください。

【職員記入欄】

受付年月日	年 月 日
主管部署	事務局 係 担当
請求者本人の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他（ ）
法定代理人の資格確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）
開示を受けたことの確認	<input type="checkbox"/> 保有個人情報全部開示決定通知書 <input type="checkbox"/> 保有個人情報一部開示決定通知書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
備考	

第 号

年 月 日

様

実施機関

印

保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、次のとおり利用停止することを決定したので、指宿広域市町村圏組合個人情報保護条例第35条第1項の規定により通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の内容	
利用停止請求の内容	
利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日
利用停止の理由	
主 管 部 署	事務局 電話番号 ( )
備 考	

第 号  
年 月 日

様

実施機関 印

保有個人情報一部利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、次のとおり一部を利用停止することを決定したので、指宿広域市町村圏組合個人情報保護条例第35条第1項及び第2項の規定により通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の内容	
利用停止請求の内容	
利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日
利用停止の理由	
利用停止しない部分及び 利用停止しない理由	
主 管 部 署	事務局 係 電話番号 ( )
備 考	

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、  
 に対して不服申立てをし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、  
 組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

第 号  
年 月 日

様

実施機関 印

保有個人情報利用不停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、次のとおり利用停止しないことを決定したので、指宿広域市町村圏組合個人情報保護条例第35条第2項の規定により通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の内容	
利用停止請求の内容	
利用停止しない理由	
主 管 部 署	事務局 係 電話番号 ( )
備 考	

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、  
 に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、組合を被告として（訴訟において組合を代表する者は となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

第 号

年 月 日

様

実施機関

印

保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書

年 月 日付で利用停止請求のあった保有個人情報については、次のとおり利用停止決定等の期間を延長したので、指宿広域市町村圏組合個人情報保護条例第36条第2項の規定により通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の内容	
延長前の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
主管部署	事務局 係 電話番号 ( )
備考	

第 号

年 月 日

様

実施機関

印

保有個人情報利用停止決定等期限特例適用通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報の利用停止決定等については、指宿広域市町村圏組合個人情報保護条例第37条の規定を適用することとしたので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の内容	
利用停止決定等に 特に長期間を 要する理由	
利用停止決定等 をする期限	年 月 日まで
主 管 部 署	事務局 係 電話番号 ( )
備 考	



第 号

年 月 日

様

実施機関

印

個人情報保護審査会諮問通知書

年 月 日付けでされた審査請求については、次のとおり指宿広域市町村圏組合個人情報保護審査会に諮問したので、指宿広域市町村圏組合個人情報保護条例第41条の規定により通知します。

審査請求に係る保有個人情報の内容	
審査請求の対象になった決定	年 月 日 第 号
	(決定の内容)
審査請求の趣旨	
諮問年月日	年 月 日
主管部署	事務局 係 電話番号 ( )
備考	